

# 総務委員長報告（概要）

議案3件を原案可決

和惠  
高木 委員長

【議案第86号】南島原市口之津港ターミナルビル条例の一部を改正する条例について

**質疑** 市長は、特別の事由があると認めるときは、返還することができるといふ条文を今回付けなければいけないようになった理由は。

**答弁** 3月から供用しており、国の各給付金が前年度の状況などを見て給付金が支払われるということもあるが、テナントの皆さんも、これまでの利用状況からやっていると見込みで入居されている。

フェリーの状況も3月から8月の利用が、約45%の利用者しかいない状況で、利用する人も少なくなり売れる物も売れていないのも事実であると思う。そこを踏まえて減免を検討したい。

**質疑** この条例が通った場合、どのくらいを考え

ているのか。50%なのか40%なのか、試算無しにこの条例だけで出すわけではないのか。

**答弁** 国が行う家賃支援給付金として3分の2を最高6か月間給付する制度があるが、その制度を全事業所使っていないと確認しているので、それと同等の減額が妥当ではないかと考えている。6か月分程度は、一つの案だが、今後詰めていきたい。

**質疑** いくらに対する3分の2の6か月になるのか。その使用料の金額は。

**答弁** 売店が二店舗、26万4千円と27万4、600円。面積に応じて、若干違いがある。食事処が66万5、300円。切符売り場が67万5、900円。これが年額になる。

**質疑** 条例は、減免等の事項は入っていないのか。

長が必要と認めるものという事項は条例の8条にあるが、それを適用しようとしても、他の条項で返還についてはしないと、この条例にある。ただ、規則で前納を定めているため、そこで食い違いが生じてきた。なぜ前納かと言えば、この施設だけが他の公共施設と違ってターミナルで商売をするという店舗で他にはない。想定しているのは天災、災害。ただ食い違いが生じていたのは、条例では減免できるが、規則の中で、一括して最初の前納して下さいと規定していた。条例上、減免はできるが、返還ができない規定にしていた。

**質疑** テナント料は、前納だと思ふ。一年間してみて、それに対して、次の二年目を減額する考えはないのか。南島原市の財源となる、前納された使用料を返還する条例は他にあるのか。

**答弁** 最初から年初に納

入してもらうのは、市の中ではこのターミナルぐらい。あとは、基本的に年度末支払い。役所が、お借りしている土地代も基本的には年末、年度末にお支払いをしているような状況。

**質疑** 規則のための条例改正か。

**答弁** 今年に限っては、もうすでに年初に納入されている。今年の分は減免すべきではないのではないかとこの話があるが、今の市の方針としては、今年度の使用料について減免をすべきではないかという考え方のもと、市長が特別に認める状況にあるときは、年度途中でも前納された使用料を返還できるように条例を改正したい。今回条例を改正するのは、すでに今年納められている使用料に至っては、条例を改正するかやり方がないため。

**質疑** 店舗は国の持統化給付金が、個人の場合百万円、会社の場合三百万円も

入ると思ふが、それに該当していいのか、しているのか。該当しているなら、逆にプラスになる。

**答弁** 国の継続支援金は、1事業所のみ申請をされ、受給済。2事業所は、市の給付金を申請されて、受給されている。それは事業継続の給付金になり、国は別途家賃の支給給付金もある。継続給付金は継続給付金、家賃の支援給付金は給付金で、該当する事業者は当然両方もらうことができ

る。

## 〈賛成討論〉

この条例は、1年分の前払いをしているということ、コロナの関係で、今回特別こういう問題が起きたので、この条例が、市長は特別な理由があるとき、8条にもあるが、それじゃうまくいかないので、もう一度これを入れたということなので、やむを得ない。ただし、商売がうまくいかなかったという理由は、認められないという条件を付け

て賛成する。

※また、後日、再度担当部局より、南島原市口之津港ターミナルビルに施設使用の事務手続き及び使用料減免について、詳細に説明を受けるため、総務委員会を開催した。

結果、南島原市口之津港ターミナルビル施設を使用する場合は、契約書締結ではなく、使用許可申請による許可となつて



口之津港ターミナルビル